

【令和7年度鎌倉市男女共同参画推進委員会会議録】

- 1 日 時：令和7年（2025年）11月14日（金）
午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 場 所：鎌倉市役所本庁舎2階議会第一委員会室
- 3 出席者：【委員】佐藤委員長、鈴木副委員長、菊池委員、郷原委員、高橋委員
【事務局】共生共創部小川次長（兼地域共生課長）、地域共生課新井課長補佐（兼
人権・男女共同参画担当担当係長）、地域共生課下村職員

※ 傍聴者 なし

4 議題

- (1) 委員長、副委員長の選出について
- (2) かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】改訂について
 - ア かまくらジェンダー平等・女性支援プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】（素案）について
 - イ かまくらジェンダー平等・女性支援プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】後期推進計画の策定について
- (3) 今後のスケジュールについて

5 配付資料

鎌倉市男女共同参画推進委員会委員名簿

- (1) 【資料1】かまくらジェンダー平等・女性支援プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】（素案）
- (2) 【資料2】かまくらジェンダー平等・女性支援プラン体系図
- (3) 【資料3】かまくらジェンダー平等・女性支援プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】後期推進計画（素案）
- (4) 【資料4】ジェンダー平等・女性支援プラン改訂スケジュール

6 会議の概要

出席委員の確認、委員及び事務局自己紹介、傍聴者の確認取扱、会議録等の取扱について確認した後、議案の審議に入った。

7 議事

議題1

互選により委員長に佐藤委員、副委員長に鈴木委員が全会一致により選出された。

議題2 (1)

委員長：それでは、議事を進行いたします。議題「2 かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】改訂について」「(1) かまくらジェンダー平等・女性支援プラン（素案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「第1章1プラン策定の趣旨」1頁、第1章をご覧ください。

前回令和4年3月のプラン策定から約4年が経過し、その間令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されました。女性が女性であるがゆえに抱える問題は複雑化・複合化し、支援ニーズも多様化していること、困難な問題を抱える女性を支援することはジェンダー平等に寄与することに繋がる旨記載しており、今回の改訂においてはそうした現状を踏まえ、市の支援に関する方向性を明確化し、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指すことを趣旨として記載しています。

「2プランの名称」1頁から2頁にかけて説明します。2頁の赤字部分をご覧ください。今回の改訂にあたっては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の趣旨を踏まえ、プランの名称を「ジェンダー平等・女性支援プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】」とする旨記載しています。女性を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという認識の下、包括的な支援を目指していきます。

「3プランの位置づけ」3頁はプランの位置づけです。本プランは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に定める市町村基本計画を包含して策定する旨記載しています。その他関連する各計画を現在の名称に変更しています。

「4プランの期間」プランの期間は10年間ですが、今回社会環境の変化を踏まえ見直しを行いました。

「5プラン策定の背景」5頁の「2国」の下段の赤字部分をご覧ください。

女性を巡る問題は複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、新たな女性支援強化が喫緊の課題になりました。こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、新たな支援の枠組みを構築し、令和6年（2024年）4月には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたという、法の経過を記載しました。

6頁「3神奈川県」については、令和6年4月に策定されました「かながわ困難な問題を抱える女性支援計画」を策定した旨記載しました。

7頁以降が「4鎌倉市」についてです。グラフのデータについては、令和4年3月の現プラン策定時以降の新しいデータがあるものは新しいデータ及びそれに付随する説明文に変更しています。個々の項目の説明は割愛させていただきますが、データ及び文言を変更した部分については、後半のプラン内容と整合性がとれていることを確認済みです。

「第2章プランの内容1基本理念」について5行目から、「鎌倉市におけるジェンダー平等の推進を総合的かつ計画的に実施するとともに、複合化、複雑化した困難な問題を抱える女性への支援を推進する」旨基本理念として追記しています。

21 頁「2 目標」では、当初プランの 5 つの目標から、「困難な問題を抱える女性への支援」の視点を取り入れた 6 つの目標を記載しています。

23 頁「目標 VI 困難な問題を抱える女性への支援の推進」が本改訂で追加した内容です。2 段落目から「気軽に相談できる窓口の周知と、様々な分野の関係者が行政や民間という垣根を乗り越え、包括的に支援していくことが必要であり、本人の意思が尊重され、自立した生活を営むための包括的な支援を行うこと」を目標に挙げています。24 頁、25 頁は体系図で、目標 VI について新規追加し、施策を記載しています。内容については、次の第 3 章で説明します。

「第 3 章施策の展開」についてです。

今回の改訂のうち、現プランに記載のある目標 I～V の内容は大きな変更はありません。各項目の関連指標については、現段階で記載できるものは記載していますが、現在新たな総合計画の策定中であり、新たな総合計画から指標を転記する箇所についてはその旨記載しています。

38 頁目標 VI からは今回の改訂による追記の部分となります。「方針 1 安心できる相談体制の充実」について、説明文として、まずは安心して相談していただきたいという考えを記載しました。施策としては再掲となりますが（1）女性相談の充実と包括的支援（V-2-1 再掲）の他、やはり安心して相談いただくためには、相談員の質の向上が必須となることから「（2）支援のための人材育成」について記載しました。

「方針 2 関係機関と連携した支援体制の充実」では、複合的な問題を抱えた女性を丸ごと支援するためには庁内はもとより、関係機関の皆様との連携が不可欠になることから、本プランの重要な位置づけとして関係機関との連携を記載しました。

「方針 3 自分らしく暮らすための自立支援の促進」では方針 1 で安心して相談していただき、方針 2 として充実した支援体制のもと支援を行い、最後に方針 3 として自立に向けた支援の促進を挙げています。自立に向けて、ご本人の意思を安心して話せること、希望に応じたサービスを利用しながら自立に向けて進んでいけることを重視し、施策としては再掲となりますが、（1）一時保護と自立支援の体制づくり（2）本人の意思に寄り添った自立支援（3）被害に遭われた方への支援体制づくりを挙げています。

委員長：ただいまの御説明につきまして、御質問御意見をお願いいたします。

委員：3 ページのこの図というか総合計画の中の図が、わかるようでわかりづらい部分があります。地域福祉計画、教育大綱などのなかの体系がどうしたらわかりやすくなるのか。横並びとなのかもしれませんが、男女共同参画計画その下に入っているわけではなく、書きづらい部分がありますね。

事務局：この図について庁内の委員会でも意見をいただいたので、事務局でも見直す必要があると考えています。本日いただいた御意見を踏まえて見直したいと思います。

委員：ジェンダーは全体に関わると思うので、意見としては、どこかの下に潜るという形でなく全体に関連する、全体を支えるという横串になっているようであればよいと思います。

委員：女性支援法の関係で、経済的な支援だけではないと思うが、生活保護率などは記載されていていいのではないかと思います。経済的な支援が必要ではないというエ

ビデンスになるのか、やはり支援や連携が必要となるのか、そういう意味で言うとデータがあっただけなのかと思います。また、鎌倉の全国と比較した場合の特徴的なものはありますか。全国と同じような状況なので同じような対策をしていけばいいという話なのか、又は力を入れる部分があるということであれば、データ上の特徴があれば教えてもらいたい。

委員：23 ページの気軽に相談できる窓口の周知と、関係機関が垣根を乗り越えてという記載について、関係機関との連携について例示されているのは良いと思いますが、プランに記載しないまでも鎌倉の民間支援団体など、行政の中でどこでどんな形で連携がされているのか等を委員に対して出していただきたいと思いました。どの分野が足りないとか、教育の分野の連携した方がいいなどが見えたりするので、資料としてあればいいと思いました。

委員長：グラフについては、11 ページの 8、女性の労働状況について、鎌倉市の女性の労働力率が全国あるいは神奈川県よりも低くなっており、25 歳から 29 歳の年齢層、30 歳から 34 歳の年齢層は高いことがわかります。今、M字型カーブが解消されてきているのは中央省庁からも出されている観点ですが、研究者によっては、女性が晩婚化、そしてシングル化によって 20 代の後半から 30 代前半は結婚出産という状況にないのではないかという意見もあります。そうなるとうと仕事と家庭の両立というようなデータとして見るのはいかがなものかという意見や報告等も出てきています。鎌倉市の場合は、図表 15 の未婚率ですが、鎌倉市だけではなく国や神奈川県と比較して、高いかどうかは提示されてもいいのかと思いました。

もう一つは 7 ページの人口と世帯数ですが、この鎌倉市の人口減少傾向が強まるというところで、子どもが同居している家族が減少していることが背景にあることが考えられますが、女性が経済的自立していることや、あるいは子育てしやすい地域であるかどうかということとは根っこでは繋がるのではないかと考えており、もし何かのデータがありましたら、教えていただければと思います。

委員：27 ページの一番下、性的マイノリティの方へのメッセージですが、これはどこからの出典か教えていただければと思います。理由は、あなたはここにいていいんだよという言葉に違和感を覚えたので出典があれば教えてください。

事務局：ここは現プランを引用しているため、出典は把握していません。表現を変更したいと思います。

委員：安心安全な自分の居場所だと御自身が感じられるような文脈に、ここが自分の居場所だと御自身で思えるメッセージに変えた方が良くと思いました。

また、プランの中で DV 被害と困難女性の支援が分かれているのがとてもわかりやすいと思いました。その中で、方針 3 に DV 被害者の自立支援が入っている部分が混乱すると思いました。37 ページにも DV 被害者の自立支援が入っているので、ここは DV と関係ない方も含めた自立支援や生活困窮などの文脈が伝わるといいと思いました。

事務局：再掲として前頁の言葉を引っ張っていますが、DV 被害者だけでなく幅広い対象と言う意味で、記載を工夫したいと思います。

委員：18 ページの「16 困難な問題を抱える女性の状況」の「困難への対応状況」という

グラフについて、経済的な部分に対し、もう少しデータがあるといいと思います。というのは、女性の場合結婚出産とその後例えば1人親になった状況でかなりの貧困率が高くなるという現状もあるので、そのようなデータもあると、支援に繋がりがやすいと思いました。

議題2 (2)

委員長：議題2「(2) かまくらジェンダー平等・女性支援プラン【鎌倉市男女共同参画計画(第3次)】後期推進計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：資料2「体系図」をご覧ください。

9月～10月にかけて各課に取組内容のヒアリングを行い、主に右欄「後期推進計画の取組」について前期推進計画の内容から更新しました。この体系図はプランの全体像を示しています。赤字の部分が変更点となりますが、内容につきましては資料3「かまくらジェンダー平等プラン後期推進計画」で説明します。

資料3は現段階の素案をお示ししています。

1頁「2 推進計画の位置づけ」をご覧ください。後期推進計画は、市が取り組むべき各課の具体的な取組を記載したものです。「3 推進計画の期間」ですが、こちらは先ほど資料1で説明した通り、プランの1年前倒しでの改訂に伴い、推進計画も同様に1年前倒しで令和8年度を開始年度とする後期推進計画として策定するものです。

「4 推進計画の進行管理」について、こちらの推進計画の実施状況について、毎年本委員会に報告させていただき、公表いたします。委員の皆様から進捗状況の評価、意見等を伺います。4頁以降、第2章からプランの目標及び各方針に基づく具体的取組内容を記載しています。前期推進計画からは目標ⅠからⅤについては文言の修正が中心となっていますが、主な変更点を簡単に説明します。

9頁以降の「目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現」の「方針1 生活の安定と福祉の充実」内の10頁に記載があります「(4) 子育てのための環境づくり」において左欄の施策「子育てに関する相談体制の充実を図ります」の上から2番目「(新) ヤングケアラーに関する相談支援を行います」を新たに追加しました。

10頁の「(6) 包括的支援体制の推進」においては、施策「複合的な課題を抱える人の相談に、身近な地域で包括的に対応し、支援につながりにくい人への見守りなど、地域で伴走する体制を構築します」の上から2番目「(新) ひきこもりの状態にある方やその家族等に対する相談支援や居場所を提供します」を新たに追加しました。

17頁以降が今回追加しました女性支援部分となります。17頁「方針1」につきましては、(1)は目標Ⅴからの再掲となります。(2)につきましては女性相談支援員の専門性及び対応力の向上を図ることを取組内容としています。下段の「方針2 関係機関と連携した支援体制の充実」「(1) 関係機関との連携促進のための体制づくり」について、上から2番目の施策「民間団体等と連携し、困難な問題を抱える女性を支援します」の取組「県・民間団体・市による三者協働による一時保護を行う他、一時保護に至らない相談者に対し、通所型施設や一時利用施設の利用を支援します。」について、県では令和7年度に一時保護に至らないが社会生活を営む上で困難を抱える女性に対し通所型施設を3か所開所しました。女性相談経由で利用できるものもあ

り、社会に出る手前の段階の方に利用していただく居場所として活用を支援するため、追加しました。

最後に 18 頁「方針 3 自分らしく暮らすための自立支援の促進」について、(1)につきましても目標 V の再掲となります。(2)につきましても、相談者の中には福祉的なサービスが必要な方もいらっしゃいますので、必要な福祉サービスを御本人の意思に添って活用することを記載しています。下段「(3) 被害に遭われた方への支援体制づくり」の施策「被害者の自立のため、生活の支援を行います」の取組内容「犯罪被害者支援条例に基づき、支援を行います」について、この 4 月に施行した犯罪被害者支援条例の各メニューに基づき支援を行う旨記載しました。

委員長：ただいまの説明についての御質問や御意見はありますか。

委員：「性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう『生命（いのち）の安全教育』を実施します」について、これは実績があるものですか。

事務局：はい。

委員：命を大事にしようという取組に対して性暴力防止になるのか、効果として懸念があります。どちらかというところと尊厳の問題であると思うので、内容について、教育指導課に効果が出る内容を検討していただければと思っています。

17 頁、支援のための人材育成は大変大事だと思っており、市だけではなくて県や国が取り組むべきとも思います。御本人の意思の尊重が大事なことは大前提で、御本人の意思と相談員さんの見立てと今県が作成している危険度チェック、その共通ツールの三つが合わさって良い支援ができると思います。自分が悪いのではないとか、加害者である夫がかわいそうという気持ちから、やっぱり我慢しますという意味を尊重してしまうと危険もありますので御本人の意思と背景にある他の課題の見立て、そして共通で見える危険度チェックの三点について、育成に力を入れられると良いのではないかと思います。

委員：4 頁で「生命（いのち）の教室」のところで、資料 1 の「目標 I ジェンダーの平等の社会の実現」と関連して、資料 1 の 26 頁の文言には幼児期からの家庭教育はもとより、保育園・幼稚園・学校などという文章が入っていますが、資料 3 の後期推進計画においては各項目に関して小中学校だけの言及になっています。幼児期からの意識作りはとても大事だと言われているので、ぜひ保育園幼稚園についても触れられているといいと思います。

もう一点は資料 1 の 9 頁、市民活動団体の活動状況で、女性の比率が多いと分析されており、その点は資料 3 の 6 頁の「市民の自主的な社会貢献活動への支援とジェンダー平等」に関連すると思います。要望として、男性比率を上げる取組があるといいと思います。他の自治体では 60 歳以上でそろそろ男性が退職の年齢になってくるところで、地域市民活動に繋げる取組があると聞いています。私が知っている事例としては、港区だと思いますが、大学と共同して市民大学のような名称で市民活動に取り組む人々を増やす取組を 20 年以上やっているところがあります。男性を市民活動にも巻き込んでいくような仕組みが、事業の中に入っているといいと思います。

続いて、8 頁の「方針 1 生活の安定と福祉の充実」の「(1) 生活困窮者への支援」について食料支援や地域食堂の取組も生活福祉課と市民健康課で既に取り組んでい

る事業があるため、そこもぜひ載せていただけたらと思います。「(4) 子育てのための環境づくり」の施策として、「放課後の安全で健やかな居場所づくりに取り組みます」とありますが、中高生の居場所がなかなかないというのは鎌倉市の課題になっている中、ココル鎌倉の青少年への居場所づくりが既に始まっているので、これについて放課後かまくらっ子とかまくら冒険遊び場のところ記載していただけたらと思います。

10 頁、「方針 2 心とからだの健康づくり」について、前回の報告書で母子手帳は多く発行されているが父子手帳は実績がないということで、案内では県のサイトに飛ぶ形になっており、母子手帳をお渡しするタイミングで、サイトがありますという御案内だけでなく、興味がなくても目に留まるようなところで、父子手帳も一緒にお渡しするなど工夫をされるといいと思いました。

委員長：先ほどお話しいただいた件で、男性が 60 代になって退職された後、支援に関わっていただけないかというところですが、資料 1 の 9 頁にも女性に比べると男性の市民活動団体の活動状況が低いと現れています。以前に、シニア世代の地域における子育て支援（地域の血縁の無い孫を対象とする支援）にかかわる団体への参加状況を調べたところ、私どもの研究データでも女性の方が男性より参加率が高い傾向にありました。さらにシニア世代の「ボランティア団体」や「子育て支援にかかわる団体」に参加しない理由としては、男性では「入りやすいグループがない」が女性と比較して高いことが明らかになりました。つまり、男性の場合は仲間がいるというのがとても大事な条件になっており、同じような活動をしていく仕組みができればいいと考えました。

今回のプラン改訂に直接関係ないところも見直したので、そこもいくつか付け加えさせていただきます。4 頁、「(1) 生命・人権・性の尊重」の施策「生命の大切さについての啓発活動の充実を図ります」の取組内容で「ライフプラン講演会」とありますが、この書き方がわかりにくいいため、具体的にどのようなことかわかるとよいと思います。10 頁の「(6) 包括的支援体制の推進」のところで、「重層的支援体制整備事業を活用し」という表現も、抽象的な印象を受けました。またその下の「ひきこもりの状態にある方やその家族に対する相談支援や居場所を提供します」というところで、ひきこもりに関しては 80 代の親が 50 代の引きこもりの子どもの生活を支える厳しさを表す 5080 問題が言われて久しく、もう少し具体的な取組内容があってもいいと思いました。

11 頁の「(3) 一人ひとりの命を大切にすまちづくり」で、施策「自殺防止に向け、安心して暮らせる地域づくりを推進します」について、今小学生や大学生の自殺が増加しており、国によっては自殺の少ない国もある中で、国や県の問題ではありますが、対応の強化が必要ではないかと思います。

12 頁、「(1) 防災分野のジェンダー平等の視点の強化」の 2 つ目の施策で「災害時における男女共同参画センターとの相互支援体制を形成します」について、男女共同参画センターがどういう位置づけなのか、明確にされるとよいと思います。

13 頁の方針 1 「ワーク・ライフ・バランスの推進」で、上から 2 つめの取組内容で「妊娠中からの子育て教室等を行うなど出産育児における協働意識の醸成を図りま

す」について、今出産育児における協働意識の醸成は、共働きにより、今まではイクメンというような父親の育児参加ということを取り上げられていましたが、今「共働き・共育て」というキーワードが出てきています。共働きをベースにして、共育て意識の醸成が必要ではないかと思いました。

委員：4頁の「人権に対する教職員向けの研修会を実施します」というところで、研修会を開くだけでなく、効果の検証もしますというのがよいと思います。同じく4頁の左側の施策「小・中学校での子どもの発達段階に応じた適切な性教育を推進します」の中の2段目で、「生命（いのち）の教育」について、生命の話という観点だけではないと思います。5頁「方針2 多様な性の尊重」の施策の3段目「性的マイノリティの人々の不安や悩みに対応するための専門相談につなぎます」と記載があり、取組内容も同様ですが、性的マイノリティについてのファーストコンタクトの人たちへの支援が、研修も含めて必要だと思いました。相談で繋げるだけでなく、傷つけてしまう場合も考えられるので、最初に相談に人に対する対応や取組は記載してほしいと思います。

6頁の施策の方針1の3段目「地域社会での方針決定のジェンダー平等を働きかけます」の取組内容で「女性比率を把握し、維持に努めます」とありますが、把握という言葉が計画にそぐわない感じがし、違和感があります。強制できないにしても働きかけることはできると思います。維持というのはいいとしても、把握は前提とした上で検証し、どうするのが取組ではないかと思いました。

7頁「(2) 市職員等の女性の登用及び職域拡大」について、職員課の取組で、「意識改革、能力育成・活用のための研修を実施します」について、研修をした上で、女性登用のためのシステムがあるならそれを支援するのが取組ではないのかと思いますので、研修した上でのフォロー、支援をする旨が入るとよいと思います。

9頁「(4) 子育てのための環境づくり」の施策「子育てに関する相談体制の充実を図ります」の取組、「こどもと家庭の相談室で専門の相談員がこどもや家庭に関する相談を受けます」という記載があるが、相談を受けた後にどうするのが重要で、解決という言葉は不適切かもしれないが、子供の支援のために連携をしていく、関係機関をどうコーディネートするかということも入らないといけないと考えます。その際にジェンダーの視点をもって関わっていくというのがこの審議会から提言できる話であり、相談をどういう視点でどう受けるのかを入れる必要があると思います。次の段の新しく入ったヤングケアラーのところは重要な部分だと思いますが、ヤングケアラーの相談支援をこども家庭相談課だけの話なのか、18歳以降のヤングケアラーの受け皿はどこになるのか、そこも担当課に入れるべきだと思います。相談支援を関係課でつないでやっていくことが必要であり、加えてヤングケアラーを一番キャッチできる学校で関係部局に繋ぐという点で教育の部局がここに入っていないといけないと思います。

10頁「(2) 性と生殖の健康・権利の尊重」の取組内容で子育て世代包括支援センターについて、法律が変わっているので、こども家庭センターと表記を変える必要があると思います

11頁のところも、「ゲートキーパー養成講座を開催します」と記載しているが、開

催してどうするかという点で一言足す必要があると思います。

その下の「性被害・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう『生命（いのち）の安全教育』を実施します」の内容について、人権の観点と支援の視点が欠けていると思います。その下の「（２）性犯罪・性暴力に関する相談事業の充実」の施策「性犯罪・性暴力に関する相談に、関係機関と連携を取りつつきめ細やかな対応を行います」について、連携して支援を多層的に又多重的にやっていくという部分が入った方が充実に繋がると思います。

12 頁のところですが、「（１）防災分野等におけるジェンダー平等の推進」について、「避難所を運営します」とありますが、避難所運営の前提として取組指針や東京都でも運営指針作っており、要配慮者やジェンダーに関するものを市等に示しています。神奈川県と鎌倉市の指針の状況は詳細にわかりませんが、ジェンダーに配慮した避難所の運営指針の改訂とか、指針に基づく避難所の運営という点でジェンダー視点がどれだけ入っているかが制度設計と運営の両面で重要なので、その点の書き込みが必要かと思います。その下段にジェンダー視点の環境問題の取組でゴミの減量化の記載が出てきていますが、違和感を覚えます。

17 頁の「方針 1（２）支援者の育成と資質向上を図ります」とあるが、計画期間内にどのように図るのか一言足す必要があると思います。

「方針 2 民間団体と連携し、困難な問題を抱える女性を支援します」の取組内容で三者協働による一時保護とあるがどこが主体的になってどう動くのかという点があるといいと思います。

全体を通じて、推進計画書には所管課が割り当てられており、地域共生課がたくさん出てきています。課名として出てこない課であっても関係ない部門はなく、全部横串に通す必要があり、全ての課が関連しています。職員全体の環境や、窓口に来た人にもジェンダーに配慮する必要であり、全ての課と書くと弱まってしまうかもしれませんが、どこかに書き込んでほしいし、各職場の管理職宛にメッセージがあるといいと思います。それはこの審議会として委員が出す話なのかもしれないですし、審議会としてそれを望むというのがあります。

委員：先ほどの話で、港区で明治学院大学から 16 年前ぐらいからやっているチャレンジコミュニティ大学という取組です。また、13 頁性別の違いによらない役割分担の促進ですが、数日前に母子保健の研修で、やはり最近はイクメンではなくて、ともいくともそだてという話で、育児に関して父への支援が足りないという話でした。幼少期からの教育が必要なのはもちろんですが、子供を初めて抱っこしたのが生まれて退院して戻ってきたときだという方が多いという産業医の先生の話だったのですが、性別の違いによらない役割分担の促進のところでぜひともいくというところと、父親が主語となる必要があると感じました。産業医の先生から、今ちょうど報告の達成率について、公表することが義務化されたところということなので、14 頁の「方針 3（１）妊娠・出産・育児・介護等への適切な配慮」の施策のところで公表してそのまま推進しますという文脈で入るといいと思います。また同じ頁で「勤労者生活資金融資制度」は、たしかずっと 0%だったかと報告の中で記憶しています。庁内の部分と、市民向けの部分との記載の分け方について、庁内の話がメインになっている部

分があるので、書き方として全体の話がもう少し入るといいと思いました。

委員長：確かに、14頁「(1) 妊娠・出産・育児・介護等への適切な配慮」で、取組内容として育休中の職員同士が交流できる機会とか、男性職員の育児休暇取得向上という部分は庁内の問題解決なのか、鎌倉市民全体についての計画を行っていく中で、ちょっとわかりにくい感じがします。

委員：混在しているというか、もちろん旗振り役として市役所がやっていただくのは本当にいいと思いますが、庁内の話と市民向けに達成して欲しいというところが、バランスとして、市民向けものもあるといいと思います。

委員長：庁内がロールモデルとなっていく、まず率先して始めるということだと思いますが、やはりそこは全体的なメッセージが必要であると思いました。また13頁の「妊娠中からの子育て教室」のところで、父親も子どもにかかわる時間が長くなるにつれて、以前より育児不安が高くなってきており、その対応が必要であると思いました。

委員：男性の育児不安に関連して8頁のひとり親家庭への支援について、母親のひとり親家庭前提の表現になっていると感じます。父子家庭の支援の届きにくさが問題だと感じており、そもそも育児を今まで経験しなかった方が突然父子家庭になられたときに、就労はしているし経済的に自立もしている、それ以外にもやはり困り事はあると思うので、もう少し言葉を付け加えていただくことが必要かと思いました。

委員：妊婦の方の特定妊婦をどこかに入れてほしいと思います。

委員長：どこに入れるといいですか。

委員：9頁の「こども家庭の相談室で専門の相談員がこどもや家庭に関する相談を受けます」というところですかね。

委員：ネウボラの観点のところは足しておくか、性暴力だけに限らないので継続的に初期から。必要だと思います。ネウボラもこども家庭センターですよ、そこか先ほどお話しいただいた専門相談のところでもいいのではないかと思います。

委員：困難な問題を抱える女性にも特定妊婦はとても多いです。生まれるまでは女性相談で生まれてからはこども家庭課に相談をするなど、かなり連携が必要になります。先ほど委員がおっしゃったように担当課を明確にするのは大事だが強力課のような感じで、右欄に記載するなどが必要だと思います。課名が記載されていないからと言って他人事ではないという意識が必要ですし、全体として、本課でなくても、一つの課だけで抱え込まないような記載が全体としてはあるといいと思います。

委員：女性相談は秘匿性とか匿名性があり、一度きりの電話相談などで相談件数が上がっており、広く受け止めてそこで解消される方もいらっしゃると思いますが、その後に実はあの人はそうだったのというように後から繋がることがあります。一概に全部明らかにする必要はないと思いますが、丁寧に連携をする視点があると女性相談だけで抱え込まなくてもいいところがあると思います。どこの課も抱え込みがないようになるといいと思います。

議題3

委員長：次に、議題3その他「今後のスケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

事務局：資料4をご覧ください。

本日ご審議いただいた内容を基に素案の修正を行い、ジェンダー平等・女性支援プランの素案を確定させます。その後12月議会の総務常任委員会でのプラン（本体）の報告を予定しております。その後12月下旬から市民の方にパブリックコメント、庁内での意見照会を予定しています。パブリックコメント後3月初旬に3回目の本委員会においてパブリックコメントの報告及びプランの確認、答申をいただく予定です。

委員長：以上で、本日の議題の審議について、終了いたします。事務局から何かございますか。

事務局：次回は3月第1週に第3回を開催させていただければと思います。

（候補日は3月6日又は2日午前中と決定）

委員長：これもちまして「令和7年度第2回鎌倉市男女共同参画推進委員会」を終了いたします。お疲れ様でした。